

別紙									別表 1
項番	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け) 審査請求人の主張
	諮問 受理 番号	諮問	(開示) 請求日	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	決定	開示請求に係る保有個人情報	開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由又は及び開示しないこととした部分及び開示しないこととした理由	審査請求 年月日	(こ) 実施機関の主張
1	令和3年度諮問受理第69号	令和3年12月23日付け大東淀保福第782号	令和3年6月7日	東淀川保健福祉センターが○○○○○（請求者の母）に対して高齢者虐待対応マニュアルに基づき対応するために作成した書面または電磁的記録（地域ケア会議、事例検証会議、総合相談記録表、利用者基本情報、高齢者虐待受理簿、事実確認チェックシート、高齢者虐待リスクアセスメント・シート、サービス利用調整会議記録兼支援計画書、高齢者虐待対応にかかる専門相談依頼書、高齢者虐待対応にかかる専門相談報告書、虐待発生要因確認票などの一切の記録）のうち、請求者○○○○○に関する全記録	令和3年6月21日付け大東淀保福第220号による不存在による非開示決定		【開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由】 地域ケア会議、利用者基本情報については、老人福祉事務関係書類（区）簿冊に綴じる文書であるが、平成25年度当時存在した場合でも保存年限（5年）が経過した後に廃棄しており、現在においては実際に存在しないため。 また、事例検証会議、総合相談記録表、高齢者虐待受理簿、事実確認チェックシート、高齢者虐待リスクアセスメント・シート、サービス利用調整会議記録兼支援計画書、高齢者虐待対応にかかる専門相談依頼書、高齢者虐待対応にかかる専門相談報告書、虐待発生要因確認票については、総合相談記録（区）簿冊に綴じる文書であるが、平成25年度当時存在した場合でも保存年限（5年）が経過した後に廃棄しており、現在においては実際に存在しないため。	令和3年9月15日	高齢者虐待マニュアルに基づき対応するために作成した帳票については、老人福祉事務関係書類（区）や総合相談記録（区）に綴じたと東淀川区役所保健福祉課が主張している。しかし高齢者虐待マニュアルP16に上記の帳票は権利擁護関係書類（局区）かに(ママ)綴じるべきと記されている。審査請求人が、令和2年7月10日に開示・公開請求した際、権利擁護関係書類（局区）に編纂されるべき緊急一時保護の帳票が存在して部分開示・公開された。したがって、今回の開示請求にかかる帳票は存在するはずである。また、令和3年4月7日に実施機関に情報提供を要望した際は権利擁護関係書類の簿冊が存在するとして文書で回答している。実施機関は、老人福祉事務関係書類（区）と総合相談記録（区）などに綴じたと主張するが、高齢者虐待マニュアルに反した取り扱いをするとは到底信用できない。マニュアルに反した文書の編纂をしていたとするなら、その証拠と理由を出すべきである。 今回、開示請求した帳票も高齢者虐待マニュアルに基づいての記録なので、権利擁護関係書類（局区）に綴じるべき帳票である。よって、不存在は疑わしい (1) 本件決定1に係る請求（以下「本件開示請求1」という。）について 本件開示請求1は、審査請求人の亡き母に関する記録として、東淀川区保健福祉センターが高齢者虐待対応マニュアルに基づき対応し作成した書面又は電磁的記録に含まれる情報の開示を求めるものである。実施機関は、本件開示請求1を、審査請求人の亡き母に関する「高齢者虐待対応マニュアルに基づき対応するために作成した、地域ケア会議及び事例検証会議に係る記録並びに総合相談記録票、利用者基本情報、高齢者虐待受理簿、事実確認チェックシート、高齢者虐待リスクアセスメント・シート、サービス利用調整会議記録兼支援計画書、高齢者虐待対応にかかる専門相談依頼書、高齢者虐待対応にかかる専門相談報告書、虐待発生要因確認票」に含まれる保有個人情報の開示を求めるものと解釈し、本件決定を行った。なお、「総合相談記録票、利用者基本情報、高齢者虐待受理簿、事実確認チェックシート、高齢者虐待リスクアセスメント・シート、サービス利用調整会議記録兼支援計画書、高齢者虐待対応にかかる専門相談依頼書、高齢者虐待対応にかかる専門相談報告書、虐待発生要因確認票」は、福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ（以下「福祉局」という。）が作成する高齢者虐待対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲載されている様式の名称である。 (2) 高齢者虐待対応について 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「虐待防止法」という。）第1条に「この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」と規定されており、区保健福祉センターは、高齢者虐待の相談、通報、届出があれば、地域包括支援センター・総合相談窓口（プランチ）と連携し、高齢者の安全確認や養護者の状況確認などの事実確認を行い、虐待かどうかの判断、緊急性の判断（高齢者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあるかどうか）、支援方針の3点を決定する。 区保健福祉センターは、高齢者虐待の相談、通報、届出があれば、地域包括支援センター・総合相談窓口（プランチ）と連携し、高齢者の安全確認や養護者の状況確認などの事実確認を行い、虐待かどうかの判断、緊急性の判断（高齢者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあるかどうか）、支援方針の3点を決定する。 緊急性があり、分離保護が必要と判断されると、区保健福祉センターは、高齢者の心身の状況や地域社会の実情に応じ、可能であれば転居、親族宅への避難、宿泊施設（ホテル等）の利用等を選択肢とすることができるが、利用可能な資源がない場合でかつ高齢者が入院加療を必要とする状態ではない場合は、老福法第11条第1項第2号を適用した虐待防止法第9条第2項に基づく特別養護老人ホームへの入所措置（以下「やむを得ない措置」という。）等を行う。 (3) 老人福祉事務関係書類（区）の簿冊に編綴していた記録について 本件開示請求1のうち、審査請求人の亡き母に関する「地域ケア会議」に係る記録及び利用者基本情報については、平成25年度当時存在した場合、老人福祉事務関係書類（区）に編綴していた。 ・地域ケア会議とは、地域包括ケア会議の大阪市における名称であり、高齢者虐待事案に限らず、地域包括支援センターが、区保健福祉センター・総合相談窓口（プランチ）と連携し、高齢者の支援に関わる機関等が出席し、支援方針の検討や役割の確認等を行うために開催する会議である。地域ケア会議に係る記録としては、必要に応じて地域包括支援センターより報告書の形で送付される。 ・利用者基本情報とは、地域包括支援センターが地域ケア会議等の際に作成する文書であり、必要に応じて地域包括支援センターより報告書に添付されて送付される。 (4) 総合相談記録（区）の簿冊に編綴していた記録について 本件開示請求1のうち、審査請求人の亡き母に関する「事例検証会議」に係る記録、総合相談記録票、高齢者虐待受理簿、事実確認チェックシート、高齢者虐待リスクアセスメント・シート、サービス利用調整会議記録兼支援計画書、高齢者虐待対応にかかる専門相談依頼書、高齢者虐待対応にかかる専門相談報告書、虐待発生要因確認票については、平成25年度当時存在した場合、総合相談記録（区）に編綴していた。 事例検証会議について 事例検証会議とは、区保健福祉センターが主催し、困難事例の検証、分離措置事例の検証、死亡事例等の検証等を行う会議である。主に、今後発生する別の虐待事例への対応に資するために実施し、虐待対応が終了した時点で行う場合が多い。事例検証会議の際には、事例の概要をまとめた資料等を作成する。 ・総合相談記録票について 総合相談記録票とは、高齢者、家族、関係者等からの種々の相談対応を行う中で、高齢者虐待であると思われる事例があった場合や、高齢者虐待にかかる相談・通報・届出を受理した場合に、区保健福祉センターが活用しまとめる文書である。 ・高齢者虐待受理簿について 高齢者虐待受理簿とは、マニュアルの様式名称は「受理簿」と記載されているが、地域包括支援センター、総合相談窓口（プランチ）、区保健福祉センターのうち虐待通報や届け出等を受け付けた機関が、被虐待者の生年月日などの属性を記入する文書である。 ・事実確認チェックシートについて 事実確認チェックシートとは、通報時等に事実確認した項目について「○」を記入する等、通報時の状況、情報収集時の内容、家庭訪問時の内容等を記載し、虐待の事実を確認し判断するための文書である。 ・高齢者虐待リスクアセスメント・シートについて 高齢者虐待リスクアセスメント・シートとは、事実確認チェックシート作成時に、緊急性にかかる検討を行うために補助的に使用作成する文書である。 ・サービス利用調整会議記録兼支援計画書について 虐待かどうかの判断、緊急性の判断、支援方針の決定等を行うため、区保健福祉センターが主催し、サービス利用調整会議を開催する。サービス利用調整会議を通じて「サービス利用調整会議記録兼支援計画書」を作成し、今後の支援の道筋を明確にする。サービス利用調整会議記録兼支援計画書は、虐待かどうかの判断、緊急性の判断、支援方針、役割分担等の事項を記載する文書である。 高齢者虐待対応にかかる専門相談依頼書及び高齢者虐待対応にかかる専門相談報告書とは、高齢者虐待への対応における支援困難ケース等に対して、より適切な対応を行うことが可能となるよう、支援の方法や判断を行うポイント等について、専門相談員（弁護士・社会福祉士）より専門的見地からの助言を得ることを目的として実施されており、福祉局への依頼及び結果報告に使用される文書である。 ・虐待発生要因確認票について 虐待発生要因確認票とは、日本社会福祉士会の作成したアセスメント要約表を基に作成された様式であり、情報収集内容に基づき具体的な情報を「虐待発生要因確認票」に記載し、これをもとに虐待の発生要因を分析するための文書である。 (5) 審査請求人の主張について 審査請求人は、「高齢者虐待マニュアルに基づき対応するために作成した帳票」は、「権利擁護関係書類（局区）に綴じるべきと記されている。」と主張しているが、編綴簿冊については、平成23年度に初めてマニュアルに記載されており、当区としては、それ以前から編綴簿冊として使用していた老人福祉事務関係書類（区）等簿冊を引き続き使用し、帳票等を編綴していたため、例えば、本件開示請求1に係る審査請求人の亡き母に関する記録が存在したとしても、当該簿冊は本件開示請求1の請求時には保存年限が経過した後に廃棄しており、本件情報は存在しない。 また、審査請求人は、令和3年4月に実施機関から情報提供で「権利擁護関係書類の簿冊が存在する」と回答があったと主張しているが、令和3年4月7日に審査請求人から「区役所で作成された簿冊（文書分類表）について」情報提供依頼があったため、令和3年4月時点で一般的に区役所において作成されている簿冊及び編綴される帳票を一覧にして回答したのであって、平成25年度当時の状況を回答したのではなく、権利擁護関係書類（局区）については保存年限が5年とされており、当該簿冊に編綴していたとしても、開示請求時点では、保存年限は経過しており、不存在となるものである。

	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け) 審査請求人の主張
項番	諮問 受理 番号	諮問	(開示) 請求日	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	決定	開示請求に係る保有個人情報	開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由 又は及び開示しないこととした部分及び開示しないこととした理由	審査請求 年月日	(こ) 実施機関の主張
2	令和3年度 諮問受理 第70号	令和3年12月23日付け 大東淀保福 第754号	令和3年6月7日	「介護保険システムにおける〇〇〇〇〇（請求者の母）（請求者の母）について、請求者〇〇〇〇にかかると全記録（相談記録を含む）」	令和3年6月21日付け 大東淀保福第227号による部分開示決定	「介護保険システムにおける〇〇〇〇〇（請求者の母）にかかると記事のうち、〇〇〇〇〇（請求者）にかかると記録（更新日 平成24年2月16日、平成25年7月19日、同年7月22日、平成26年2月24日、同年3月4日、平成28年3月2日、同年3月10日）」	【開示しないこととした部分】 (1) 介護保険番号 (2) 帳票ID、「業務」欄及び「分類」欄にかかる記載 (3) 本市職員の所見や意見に関する部分 (4) 開示請求者以外の第三者から提供された情報に関する部分 【開示しないこととした理由】 旧条例19条第2号に該当（説明） 上記(1)については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書7、イ、ウのいずれにも該当しないため。 旧条例19条第6号に該当（説明） 上記(2)(3)(4)については、本市の事務に関する情報であって、開示することにより、本市の介護保険事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	令和3年9月15日	開示しないこととした部分(1)介護保険番号について 審査請求人が既に知り得ている情報かつ既に〇〇〇〇〇〇（請求者の母）が特定されているので、旧条例第19条第2号に該当する。 開示しないこととした部分(2)について 開示しないこととした部分(3)は帳票ID「業務」「分類」であるところ、いずれも実施機関の事務に関する情報であるが、具体的な内容を伴うことでないことは明らかであり（言わば記録のようなものである）、これを開示することにより、具体的にいかなる業務がどのような支障(ママ)をきたすのか全く明らかにされていない。これでは、理由を明らかにしないに等しい。 開示しないこととした部分(3)、(4)について ・〇〇3の非開示部分（(2)を除く） 〇〇3の「業務」「分類」以外の非開示部分が、(3)、(4)のいずれなのかは、文章全体がマスキングされているため不明である。仮に(3)であるとしても、所見や意見の前提となる客観的事実にあたる部分があれ(ママ)はずであり、この部分までマスキングする必要性は認められない。そもそも、この部分をマスキングしなければ、介護保険事業におけるいかなる業務が、どのように支障をきたすのか全く明らかにしておらず、仮に(4)であるとしても、(3)同様、業務支障性についてなんら具体的な説明がなく不当である。 ・〇〇4、〇〇5の非開示部分について（(2)を除く） 開示されている部分から類推すると、審査請求人の行動に対する所見が記載されているものと思われる。審査請求人の母の介護保健に関する事務は既に終結しているにもかかわらず、審査請求人の行動に対する所見を明らかにすることで、実際にどのような業務がどのように支障をきたすのか、全く明らかでない。 ・〇〇6、〇〇7の非開示部分について（(3)を除く） 開示されている部分から類推すると、マスキングされた部分には、審査請求人に対して、どのように対応したのかの客観的事実が記載されているものと思われる。これは意見、所見に当たらないから開示されるべきである。また、仮に意見、所見に当たるとしても、上記同様に業務支障性について具体的な説明が全くない。 以上から本件公文書は、さらに開示されるべきである。 (1) 本件決定2に係る請求（以下「本件開示請求2」という。）の対象情報（以下「本件情報2」という。）について 本件情報2は、審査請求人の母に係る介護保険システム（以下「システム」という。）内の情報のうち、審査請求人に関する情報が記載された部分を、本件開示請求2に係る保有個人情報として特定したものである。 (2) 本件決定2を行った理由について 介護保険番号について 本件情報2は審査請求人の母にかかる記録の中審査請求人に関する情報であるため、記事欄には審査請求人の母の介護保険番号が記載されている。そのため、開示請求者以外の個人を識別することができる情報として非開示とした。 帳票ID、「業務」欄及び「分類」欄に係る記載 本件情報2であるシステムの帳票に割り振られたID及び「記事」を構成する各欄名については、審査請求人の個人情報ではなく、本市が行う事務に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため非開示とした。 本市職員の所見や意見に関する部分、開示請求者以外の第三者から提供された情報に関する部分について 本件情報2のうち「記事」本文には、本市職員により対象者にかかる事務上必要な連絡事項や対応経過の記録を記載するものであり、本市職員の所見や意見、また対象者の家族又は事業所をはじめとする関係機関等、各所から提供された情報を記載することが考えられる。これらの情報について、開示することにより本市の介護保険事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため非開示とした。 (3) 介護保険番号の旧条例第19条第2号ただし書A該当性について 審査請求人は、既に知り得ている情報かつすでに審査請求人の母が特定されているので、旧条例19条第2号ただし書Aに該当する旨主張しているが、この規定は法令等の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報を開示すべきことを定めたものである。介護保険番号は個人に付されるものであり、仮に本人が特定されているとしても、対象者の家族であるところの審査請求人が知ることのできる情報であると法令等に規定はない。また、審査請求人が「慣行として知ることができる情報とは認められない」と判断した。 (4) 帳票ID、「業務」欄及び「分類」欄に係る記載の旧条例19条第6号該当性について 審査請求人は、帳票ID、「業務」欄及び「分類」欄に係る記載を開示することにより、具体的にいかなる業務がどのように支障をきたすのか明らかにされていない旨主張しているが、帳票IDについてはシステムの内部に関する情報であり、開示することによりシステムの適正な運営に支障が生じるおそれがある。 また、「業務」欄については、「記事」の内容に係る業務内容を表す記載、「分類」欄については、業務の緊急性等を表す記載がなされる。これらはいずれも「記事」本文に密接に関連するものであり、開示することによりその内容を類推することが可能なため、「記事」本文に属する情報と判断した。 よって、上記イのとおり、「記事」本文の内容またはその性質について開示することと同様であるとし、本市の介護保険事業の公正かつ円滑な遂行が妨げられるおそれがあると判断した。 (5) 本市職員の所見や意見に関する部分、開示請求者以外の第三者から提供された情報に関する部分の旧条例19条第6号該当性について 審査請求人は本市職員の所見や意見に関する部分、開示請求者以外の第三者から提供された情報に関する部分についてもいかなる業務がどのように支障をきたすのか明らかにしておらず、業務支障性について具体的な説明がなく不当である旨主張している。 本市職員の所見や意見に関する部分については、職員の所見等の情報を開示することが前提となった場合、率直な所見を記載することができなくなり、連絡事項の共有が十分にできず事務の円滑な遂行に影響を及ぼす可能性があると考えられる。 また、開示請求者以外の関係機関等の第三者から提供された情報が記載されている部分については、関係機関等から提供された情報についても、開示することが前提となった場合、関係機関等が都度の情報伝達等を躊躇し、結果として事務に必要な情報が提供されなくなる可能性があり、本市の介護保険事業の適正な遂行について支障をきたすおそれがあると判断した。 また、審査請求人は、審査請求人の母の介護保険に関する事務は既に終結しているにもかかわらず、審査請求人の行動に対する所見を明らかにすることで、実際にどのように支障をきたすのか明らかにできない旨主張しているが、本件情報の対象となる審査請求人の母に関連する個別の事務が終結していたとしても、上記で述べたように職員の所見等の情報を開示することで、今後の円滑な情報共有が妨げられる可能性があり、本件決定2の非開示の理由として示した「本市の介護保険事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とについては、このような将来にわたって行われる本市の介護保険事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるという意味も当然に含んでいるものである。 さらに、審査請求人は、審査請求人に対してどのように対応したかの客観的事実については意見又は所見にあたるから開示しないから開示されるべきであり、また、仮に意見又は所見にあたるとしても、業務支障性について具体的な説明がない旨主張しているが、審査請求人にどのように対応したかという情報については、職員の所見や対応方針に密接に関連するものであり、開示することによりその内容を類推することが可能であることから、職員の所見等の情報に属するものであるため、その情報を開示することで、今後の円滑な情報共有が妨げられる可能性があり、本市の介護保険事業の適正かつ円滑な遂行について支障をきたすおそれがある。
3	令和3年度 諮問受理 第73号	令和4年1月12日付け 大東淀保福 第784号	平成31年1月16日	「平成25年8月28日付けで東淀川区保健福祉センター所長が〇〇〇〇（請求者の母）に対して行った老人福祉第11条の規定に基づく特別養護老人ホーム入所措置処分（後見開始申し立ての記録を含む）」の全記録（音声記録と映像記録を含む）」	令和3年6月10日付け 大東淀保福第197号による部分開示決定	(1)「申立ての実情」における開示請求者本人に係る記載 (2)「成年後見制度申立に係るケース記録票」における「相談内容」欄	【開示しないこととした部分】 (1) 開示請求者以外の第三者から提供された情報及び聴取した情報に関する部分 (2) 成年後見申立て（市長審判請求）に記載されている本市の所見や意見に関する部分 【開示しないこととした理由】旧条例第19条第6号に該当（説明） 成年後見申立て（市長審判請求）における本市の事務に関する情報であって、関係機関や実施機関の所見を含めて率直に記載しているため、開示する事により、関係機関及び実施機関と本人との信頼関係が損なわれるのみならず、本人との信頼関係が損なわれることをおそれ関係機関や実施機関が虐待に関する事情を率直に記載することができなくなり、将来の虐待対応業務及び成年後見市長申立業務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があるため。	令和3年9月8日	審査請求人の個人情報である 死者に関する情報であっても、それが同時に相続人である請求者本人の情報でもあると認められる事情がある場合には、請求者本人の情報として扱い、開示請求の対象となる。大阪市は、審査請求人の審査請求者の母に対する虐待を理由に入所措置などをしたところ。審査請求人は、虐待など行っていないから、大阪市の判断は誤りである。そのため、審査請求人の母及び審査請求人は大阪市に対する損害賠償を請求する権利を有しており、実際にその検討をしている。 したがって、本件公文書は、死者に関する情報であると同時に、相続人である請求者本人である請求者本人の個人情報の性質も有し、当該個人を識別することができる情報であるから、審査請求人の個人情報として、開示の対象となる。 各非開示情報に該当しない 本件ではそのほとんどが非開示である。しかしながら、本件公文書のうち、個人情報に該当しない部分があることは明らかであるし、他の情報と照合しても、個人を識別することができない情報を当然に含んでいるが、その部分も明らかでない。 また、本件公文書のうち、相当の部分を開示したとしても、大阪市の事務または事業の適正な遂行に具体的な支援を及ぼす恐れがあるとはいえない。 以上から、本件公文書は、さらに開示されるべきである。 (1) 前裁決について 審査請求人は、平成31年1月16日、旧条例第17条第1項に基づき、実施機関に対し、「平成25年8月28日付けで東淀川区保健福祉センター所長が〇〇〇〇（審査請求人の母）に対して行った老人福祉法第11条の規定に基づく特別養護老人ホーム入所措置処分（後見開始申し立ての記録も含む）」の全記録（音声記録と映像記録を含む）」の開示を求める旨の開示請求（以下「前開示請求」という。）を行った。 これに対し、実施機関は、旧条例第23条第1項の規定に基づき、平成31年1月30日付け大東淀保福第251号による部分開示決定（以下「前決定1」という。）及び旧条例第23条第2項の規定に基づき平成31年1月30日付け大東淀保福第252号による不存在による非開示決定（以下「前決定2」といい、前決定1とあわせて「前各決定」という。）を行った。 審査請求人は、平成31年4月26日に前各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法第4条第1号に基づき、それぞれ審査請求（以下、順にそれぞれ「前審査請求1」及び「前審査請求2」といい、あわせて「前各審査請求」という。）を行った。 審査庁である大阪市長（以下「審査庁」という。）は、令和元年12月4日、旧条例第45条の規定に基づき、審議会に前各審査請求について諮問を行った。 令和3年4月27日、審議会から審査庁に対し、前決定1で開示しないこととした部分のうち、別表1に掲げる部分を開示すべきであり、また、別表2に掲げる情報を改めて特定した上で、開示決定等すべきである。その他の部分は妥当である。前決定2は、結果として妥当であるという旨の答申（以下「前答申」という。）があった。 令和3年5月27日、実施機関は、前答申を受け、「前審査請求1に係る処分を取り消す。前審査請求2を棄却する。」という前裁決を行った。 令和3年6月10日、実施機関は、前開示請求について、前裁決に基づき、旧条例第23条第1項の規定に基づき開示決定及び本件決定を行った。 (2) 本件決定3について 本件決定3に係る開示請求の対象情報の「『申立ての実情』における開示請求者本人に係る記載」のうち、審査請求人が了知している審査請求人の母の介護に係る客観的な事実が記載されている部分を開示し、それ以外の審査請求人の母の状況について記載されている部分を非開示とした。 また、「『成年後見制度申立に係るケース記録票』における『相談内容』欄」のうち、様式の記載欄名を開示し、それ以外の審査請求人の母の状況について記載されている部分を非開示とした。 これらの非開示とした部分は、審査請求人以外の第三者から提供された情報や聴取した情報に関する部分及び関係機関や実施機関の所見や意見を含めて率直に記載されている部分（以下「本件非開示部分」という。）である。これらの情報を開示することにより、関係機関及び実施機関と本人との信頼関係が損なわれるのみならず、本人との信頼関係が損なわれることをおそれて関係機関や実施機関が虐待に関する事情を率直に記載することができなくなると考えられ、そうすると将来の虐待対応業務及び成年後見市長申立業務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があることから、本件非開示部分は、旧条例第19条第6号に該当するものとして、本件決定を行ったものである。 なお、本件決定3においては、前審査請求1において、開示すべきであるとされた部分のすべてを開示し、非開示が妥当とされた部分のすべてを非開示としたものである。 (3) 本件審査請求3について 審査請求人は、本件決定3に対し、「部分開示決定を取り消し、非開示部分を開示する決定を求める」として、本件審査請求を行っているが、本件非開示部分については、上述のとおり、前審査請求において非開示が妥当であるとされた部分であるうえ、本件審査請求において非開示を求める理由についても、前審査請求における主張を繰り返しているものであり、新たな主張は行っていない。 よって、既に裁決を経た前審査請求1と同一の理由により、本件決定の取消しを求める本件審査請求は認められない。